

## 富岡町議会全員協議会日程

日 時：平成 26 年 9 月 8 日

時 間：原子力発電所等に関する

特別委員会終了後

富岡町郡山事務所 桑野分室

開 議 午後 2 時 00 分

### 出席議員 (12名)

議長	塚野芳美君	1番	山本育男君
2番	堀本典明君	3番	早川恒久君
4番	遠藤一善君	5番	安藤正純君
6番	宇佐神幸一君	7番	渡辺光夫君
8番	渡辺英博君	9番	高野泰君
11番	高橋実君	12番	渡辺三男君

### 欠席議員 (2名)

10番	黒沢英男君	13番	三瓶一郎君
-----	-------	-----	-------

### 説明のための出席者

町長	宮本皓一君
副町長	齊藤紀明君
教育長	石井賢一君
会計管理者	遠藤博美君
参事兼総務課長	滝沢一美君
参事	緑川富男君
企画課長	菅野利行君
税務課長	斎藤眞一君
健康福祉課長	猪狩隆君
住民課長	伏見彦君
参事兼生活環境課長	横須賀幸一君

参 事 兼 産業振興課長 (併任) 農業委員会事務局長	阿 久 津 守 雄 君
参 事 兼 復興推進課長	高 野 善 男 君
参事兼復旧課長	郡 山 泰 明 君
教育総務課長	石 井 和 弘 君
いわき支所長	渡 辺 弘 道 君
参 事 兼 大玉出張所長	三 瓶 保 重 君
生活支援課長	林 志 信 君
健 康 福 祉 課 兼 副 福 祉 主 幹 係 長	佐 藤 邦 春 君

#### 職務のための出席者

事 務 局 長	佐 藤 臣 克
庶 務 係 長	大 和 田 豊 一

#### 付議事件

##### 1. 平成26年9月定例会に提出予定の議案の説明について

- (1) 富岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(案)について
- (2) 富岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)について
- (3) 富岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)について
- (4) その他

##### 2. その他

## 開 会 (午後 2時00分)

○議長（塚野芳美君） 富岡町議会全員協議会を開催したいと思います。

出席議員は12名であります。欠席議員は2名であります。説明のための出席者は、町長、副町長、教育長以下、関係各課長等であります。職務のための出席者は、議会事務局長及び庶務係長であります。

付議事件に入る前に町長より招集の理由と、それからご挨拶をいただきたいと思います。

町長。

○町長（宮本皓一君） 議員の皆さんには、引き続き全員協議会にご出席、まことにご苦労さまでございます。

本日の全員協議会の案件は、9月定例議会の提案に先立ち、条例の新規制定案件3件につきましてであります。

平成24年に成立した子ども・子育て関連3法により、法律や省令で定める基準に基づき、市町村が地域のニーズに応じて保育所等の運営基準を定めることとなりました。そのため町として基準を定めるため、富岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について、富岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について、富岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についての3条例を新規に制定するものであります。

詳しくは、担当課長より説明させますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（塚野芳美君） それでは、付議事件に入ります。

1、平成26年9月定例会に提出予定の議案の説明について、（1）、富岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（案）についての説明を求めます。

健康福祉課長。説明は着座のままで結構です。

○健康福祉課長（猪狩 隆君） それでは、今回9月定例議会に提案する条例の概要につきまして3種の用紙にまとめさせていただきましたので、これにつきまして私のほうから説明いたしまして、条文につきましては担当係長より説明させていただきますので、よろしく願いたいと思います。

まず、資料1の概要でございますが、背景につきましてはただいま町長からご説明ありましたとおり、子ども・子育て支援新制度については平成27年4月1日から施行予定となっております。

新制度の概要につきましては、大きく4点がありまして、1つは幼稚園と保育所のいいところを1つにいたしました認定こども園の普及促進でございます。それから2つ目は、保育の場をふやしまして待機児童を減らすというようなことでございます。それから3つ目は、地域での子育て支援の量の拡充や質の向上を図るということでございます。4つ目が、子供が減っている地域におきましても子育てをしっかりと支援していくというような4項目でございます。

新制度の取り組みでございますけれども、27年度から5カ年の市町村子ども・子育て支援事業計画

を作成いたします。富岡町におきましても現在作成中でございます。それから、ことし全国一斉に10月より保育利用申請者に対しまして保育の必要量の確認・認定、認定証の交付という事務が始まります。それから3つ目、市町村認可のもとに少人数の子供を保育する場をふやしていくというような3つの取り組みでございます。

条例の概要、議案第44号 富岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例につきましては、新制度におきまして子供を預かる特定教育、保育施設及び少人数の単位で預かる施設におきまして基準を定めまして、そのサービスの向上を図るというようなことでございまして、新制度における利用と公費の流れにつきましてご説明いたします。

ことしの10月からという形にはなりますけれども、利用者が現在保育所を利用する場合は利用申請というような形を町のほうに提出いたしまして、町が認可証というのを交付しておりました。今度は利用申請書に基づきまして保育の必要量の認定、それから入所の決定というような形のものを行うことになります。利用者につきましては、今度通園する保育所のほうに利用の手続をとりまして保育の提供をいただくというふうな形でございます。それから、6番に書いております市町村からの委託費というのは、私立の保育所等につきましては市町村からの委託費が支給されるというような形になります。この委託費の金額につきましては、まだはっきりしたものは定まっておりません。

その保育の必要量の認定・入所決定はどういうような形で行うかということでございますが、右側の一番上の保育必要量の認定の導入というような形でございまして、今度介護保険と若干似たような形になりますけれども、保育所に入るまでにつきましては1号から3号までの認定というような業務が入ります。保育の必要がある方につきまして3歳児未満につきましては3号認定、それから3歳児以上につきましては2号認定、それから幼稚園につきましては1号認定というような認定の基準になります。

従来、パートタイマー等につきましての短期間就労の場合、基準がありませんでしたが、今度は利用者がパートタイマー等にその就労時間の下限というのが決定されました。1ヶ月48時間から保育所に入所する要件の下限というふうな形になります。その要件に基づきまして保育の時間、ここに書いてありますように教育標準時間、保育短時間、それから保育標準時間というようなこと書いてありますが、このような時間の中で保育を行うというような形になります。保育短時間というのは8時間というような形でございますが、保育標準時間というのは、長い横の棒は11時間というような時間になります。

このような形におきまして富岡町におきましては、12月から町立の保育施設、富田、大玉にございます町立の保育施設、それから町立幼稚園の来年度入所の申し込みを開始しまして、あわせて保育の必要量の認定を実施するために条例で定めるものでございます。

その他の避難先の保育施設等の入所及び保育の必要量の認定につきましては、全国一斉に10月から避難自治体での対応となります。

議案第45号 富岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例についてご説明申し上げます。新制度におきましては、待機児童の多いゼロ歳から2歳児の家庭的保育施設を市町村の認可のもとにふやしていく。それで、待機児童を解消するというような形で保育の場を確保することになります。家庭的保育事業というような形で、小規模保育は利用者が6人から19人以下、家庭的保育は利用者が5人以下、居宅訪問型保育は保育者の自宅で1対1で保育を行う場合。それから、事業所内保育ということで企業におきましての保育事業をさせてございます。このような事業を自治体の中で立ち上げる場合には、それぞれの認可が必要というふうな形でございます。

富岡町におきましても新たな事業を開始する家庭的保育事業者の運営に関する基準を定めまして、保育給付費の支給対象となるための認可や確認の手続等について条例で定めるものでございます。

議案第46号 富岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例につきまして。保護者が昼間家庭にいない児童に対して放課後に小学校の余裕教室であるとか、児童館などで過ごすことができるようとしている取り組みでございまして、新制度におきましては地域のニーズに合わせまして、放課後児童クラブをふやしていくとともに、職員や施設・設備及び運営に関しまして新たに基準を設けて質の向上を図るというものでございます。現在小学4年生までというような形になっておりますが、今度は対象児童は小学6年生までというような形になります。

富岡町におきましては、地域子ども・子育て支援事業といたしまして、現在こおりやま児童クラブを実施中でございますけれども、新たな基準に基づきまして条例で定めるものでございます。

なお、新制度に伴いまして、富岡町の保育所及び児童館の既存の規則や要綱につきましては、今後国で決めていただく内容につきまして富岡町に照らし合わせて見直しを行っていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

それでは、議案第44号の条文につきまして担当係長よりご説明申し上げます。

○議長（塙野芳美君） 係長。

○健康福祉課副主幹兼福祉係長（佐藤邦春君） それでは、議案第44号 富岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例についてご説明申し上げます。

それでは、条例をごらんください。第1章、総則、第1条は、子ども・子育て支援法の規定に基づき特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の趣旨を定めるものです。

第2条におきましては、本条例における用語の定義を定めております。

続きまして、第2章ですが、特定教育・保育施設の運営に関する基準を定めております。

その中の第4条ですが、施設の利用定員及び施設の区分について定めております。基準の具体的な内容としましては、認定こども園及び保育所である特定教育・保育施設の利用定員は20人以上とすること。2番として、利用定員を定めるに当たっては子供の区分ごとに定めるなどとなっております。

続きまして第2節、運営に関する基準として、3ページの第5条から12ページ、第34条まで、特定教育・保育施設の運営に関する基準を定めております。

続きまして13ページ、第3章、第1節は特定地域型保育事業の利用定員に関する基準を定めております。

第37条では、基準の具体的な内容として、事業の利用定員は家庭的保育事業は1人以上5人以下、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型は6人以上19人以下、小規模保育事業C型は6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業は1人とすること。また、事業所内保育事業については利用定員の上限、下限は定めないとしております。

第3章、第2節においては、特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めております。

続きまして、15ページになります。第42条第1項について、保育内容に関する支援や代替保育の提供を行い、特定地域型保育の提供終了後の教育・保育の受け皿となる連携保育施設（認定こども園、幼稚園または保育所）を適切に確保することとなっております。

続きまして、19ページをごらんください。第3章、第3節は、特例地域型保育給付費に関する基準を定めております。

20ページですが、附則の第1条としまして、この条例は法の委任を受けて基準を定めるものであるため、その施行期日は公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用となります。

説明は以上でございます。ご審議のほう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） それでは、質疑なしと認めます。

それでは、（1）につきましては以上をもって終了いたします。

次に、（2）、富岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）についての説明を求めます。

係長。

○健康福祉課副主幹兼福祉係長（佐藤邦春君） 議案第45号 富岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例についてご説明申し上げます。

それでは、条例をごらんください。第1条におきましては、児童福祉法の規定に基づいて、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の趣旨を定めるものです。

第2条においては、本条例における用語の定義を定めております。

第5条から第21条までの規定においては、家庭的保育事業等に共通の基準を定めるものであります。

第6条で家庭的保育事業者等による保育の提供終了後の教育・保育の受け皿となる認定こども園、幼稚園または保育所との連携をうたっております。

第7条につきましては、非常災害対策についてうたっております。

7ページになりますが、続きまして第2章、家庭的保育事業に固有の基準を定めております。

ここでは、第22条が家庭的保育事業を行う場所の要件としております。

第23条は、配置すべき職員の基準と、1人の保育者が保育することのできる乳幼児数を求めております。

第24条は、保育時間の基準を定めております。

第25条は、保育内容の基準について定めております。

第26条は、保護者との連絡について定めております。

続きまして、第3章、小規模保育事業、こちらは小規模保育事業に固有の基準を定めております。

小規模保育事業は、保育所分園に近い類型A型と、家庭的保育に近い類型C型、その中間的な類型のB型の3類型に区分されております。本章では、3類型の特性に応じてそれぞれ固有の基準を定めております。各類型とも事業所の設備、職員、保育時間、保育内容、保護者との連絡について基準が定められております。

12ページですが、第4章、居宅訪問型保育事業ということで、こちらについては第38条が事業所の設備及び備品の基準。

第40条が居宅訪問型保育連携施設の確保。

第41条が家庭的保育事業の基準の準用により保育時間、保育内容、保護者との連絡等に関する基準を定めております。

続きまして、13ページになります。第5章、事業所内保育事業におきましては、事業所内保育事業に固有の基準を定めるものです。

第42条では、事業所を設置する企業等の従業員の子供のほか、地域において保育を必要とする子供にも保育を提供することとされているため、利用定員の設定の際には事業所の利用定員の規模に応じて定める数以上の地域の子供の定員枠を設定しなければならないという規定が置かれております。

第43条から第46条では、利用定員が利用定員が20名以上の場合については、保育所と同様の事業規模になるということで保育所との整合性を考慮した基準が定められております。

第47条から第48条では、利用定員が19人以下の場合については小規模保育事業A型、B型との整合性を考慮した基準が定められております。

続きまして、附則第1条ですが、この条例は法の委任を受けて基準を定めるもので、この施行期日は公布の日から施行し、平成27年4月1日からの適用となっております。

説明は以上でございます。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

○議長（塙野芳美君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塙野芳美君） わかりました。あとは、細かい言葉等含めては各自理解していただきたいと思います。

以上をもちまして（2）につきまして終了いたします。

次に、（3）、富岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）についての説明を求めます。

係長。

○健康福祉課副主幹兼福祉係長（佐藤邦春君） 議案第46号 富岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてご説明申し上げます。

それでは、条例をごらんください。第1条は、条例の趣旨を定めるものであります。

第2条は、条例における用語の定義を定めております。

第3条は、最低基準の向上の規定が設けられております。

第5条から第21条までの規定は、改正後の児童福祉法第34条の8の2により、条例に委任された基準を定めるものでございます。

第5条は、放課後児童健全育成事業に求められる一般原則を求めております。

第6条につきましては、非常災害時の対策について記載されております。

第8条については、職員の知識及び技能の向上について規定されております。

第9条は、事業所の設備基準として、第1項では遊び及び生活の場としての機能、静養するための機能を備えた専用区域を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

第2項では、専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならないというような形で定められております。

続きまして、第10条では職員の配置基準及びその資格要件として、第1項では事業所ごとに放課後児童支援員を置かなければならない。

第2項、第4では、放課後児童支援員の数はおおむね40人を1つの単位とする。支援の単位ごとに2人とすることとなっております。

第11条から第17条では、放課後児童健全育成事業者、運営上の規定とされております。

第18条では、事業所の開所時間及び日数の基準を規定しております。

第19条から第21条は、保護者との連絡、関係機関との連携について規定しております。

附則第1条につきまして、こちらも法の委任を受けて基準を定めるものでありますので、その施行期日は公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用となります。

説明は以上でございます。ご審議のほう、よろしくお願ひいたします。

○議長（塙野芳美君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塙野芳美君） わかりました。この件も議員各位、詳細はご理解いただきたいと思います。

（4）、その他になりますけれども、執行部のほうでこの件に関しましてその他ございますか。

〔「ないです」と言う人あり〕

○議長（塙野芳美君） 各議員のほうからその他ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塙野芳美君） それでは、1の平成26年9月定例会に提出予定の議案の説明に関しての件は終わります。

次に、2、その他に移りますが、教育委員会のほうから三春校体育館について発言が求められておりますので、発言を許可いたします。

課長。

○教育総務課長（石井和弘君） それでは、さきの6月定例会の中でご説明をさせていただきました三春町の休校になっている桜中学校の借用についてのその後の経過についてご説明いたします。

○議長（塙野芳美君） 課長、ちょっとお待ちください。説明は着座で結構です。

○教育総務課長（石井和弘君） はい。

桜中学校につきましては、三春町が平成25年12月10日から平成26年3月31日までの期間で公募を行っておりましたが、応募者がいなかつたことから、町は4月以降借用に向けて継続的に交渉を進めてまいりました。

教育委員会といたしましては、子供たちにとって学習環境、運動環境など、よりよい環境となることから、校舎、校庭、体育館、プール等を含めまして貸与していただきたいとお願いしてまいりましたが、三春町から8月8日付の文書で、諸般の事情により貸与できませんとの回答書をいただきました。

そのようなことから、まことに残念ではありますが、桜中学校の借用については断念いたしまして、中止しております三春校への仮設体育館の建設を学校の先生方などの要望、意見を十分に取り入れながら早急に進め、子供たちの学ぶ環境を充実したいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（塙野芳美君） 三春町から借りようと思っていた学校施設の件が実らなかつた件のいきさつの説明で、それに伴いまして、本来予算化されていた三春校の仮設体育館についての説明がありましたが、質疑ございますか。

12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） 三春町では、当然空き教室、空き学校、公募していたということなのですが、諸般の事情を詳しく説明してもらわないと、中身わからないのです、諸般では。よろしくお願いします。

○議長（塙野芳美君） 課長。

○教育総務課長（石井和弘君） はい。文書による回答でございまして、諸般の事情によるというこ

とでの回答でございますので、大変申しわけありませんが、そのような回答にさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） 文書で諸般の事情ということで返ってきたのだと思うのですが、向こうも正式な手続を踏んで公募にしていたのかと思うのです。それに対してきちっとした説明なしで、諸般の事情ではちょっとおかしいのではないかなど。公募というのは、例えば三、四件あったとすれば、その中の1件に決めると。決める中身についていろいろ入ってくるのだと思いますが、どこもなくて、ただの諸般の事情ではちょっとおかしいのかなと思うのですが、町長なり教育長なり、あえてその後、行って、いろいろ事情を説明聞いたのですか。

○議長（塚野芳美君） 教育長。

○教育長（石井賢一君） 諸般の事情につきまして説明については受けてはおりません。

ただ、桜中学校については桜中学校の利用検討委員会でその後さらに利用検討していくという情報は出ております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） わかりました。

ただ、そこの桜中学校の検討委員会で何らかの形で利用法を考えているとすれば、それはそちらに手を挙げざるを得なかったのかなと思うのですが、それだったらきちっとした説明があっていいはずなのです。公募いただいて、どこの町村でも借りる町村があれば貸したいという考え方で公募しましたが、自分のところで使う用途が出てきたので、今検討中ですくらくな答えはあっていいはずだと思うのです。そういうことを本来から言えば、教育委員会のほうからきちっと向こうの教育委員会のほうにやっぱり筋は通すべきかなと私は思うのですが、その辺はこの辺にとどめておいて、今後何らかの形でそういうことがあるときにはぜひきちっとした答えをいただくのが一番いいかなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 今後は、さらに中身をよく検討してということでしたけれども、こういう件の交渉は教育委員会、直接行きませんよね。今回の調整等は総務課でしたか、どこですか、やったのは。教育長のほうではやっていないと思うのですが、どこでやっていたのですか、今まででは。

総務課長。

○参考兼総務課長（滝沢一美君） 今ほどの、4月早々に総務課のほうで出向きました、三春の町長のほうにお願いをしてきた経過があります。その後、何回となく三春町のほうに出向き、調整はしてきてまいりましたが、今回の諸般の事情によりということでそういう文書が来ましたので、断念せざるを得なくなったということでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） では、なしということで、執行部、大きなその他ありますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） それでは、以上をもちまして富岡町議会全員協議会を終了いたします。

お疲れさまでした。

閉会（午後 2時34分）